参　与　　委員の皆様、おはようございます。
雪の多い中、また、早い時間の招集にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。
それでは、定刻となりましたので、ただいまから第８回農業委員会総会を開催いたします。

（午前９時００分　開会）

参　与　　初めに、会長がご挨拶を申し上げます。

（会長挨拶）

参　与　　ありがとうございました。
会議に先立ち、出席委員数をご報告させていただきます。欠席の届け出が１２番、小松伸一委員、１９番、黒川雄一委員から出されておりますので、ただいまの出席者は２２名となっております。会議規則第９条の規定による定足数に達しており、本総会は成立していることをご報告申し上げます。
なお、本総会に大仙農業振興地域整備計画の変更に対する意見についてが議題として上程されておりますので、農地利用最適化推進委員の方々からも出席をいただいております。
また、本日は、ただいま申しました議案第１号　大仙農業振興地域整備計画の変更に対する意見についての説明のため、農業振興課より渡辺課長及び今野主査が出席しておりますので、よろしくお願い申し上げます。
それでは、私から１月１１日総会から本日までの業務報告を申し上げます。
お手元に配付しております平成３０年２月総会までの業務報告書をごらん願いたいと思います。
１月１１日には、第７回農業委員会総会を委員２３名及び推進委員５名の出席をいただき神岡農村環境改善センターにて開催しております。
また、同日、総会終了後、農業者年金推進部長８名の出席をいただき、農業者年金加入推進活動打合会を同センター内の視聴覚研修室において開催しております。
１月２２日には、大仙農業振興地域整備促進協議会幹事会が大曲庁舎で開催され、私が出席し、今回上程されている計画変更について協議をしております。
１月２５日には、農用地利用調整会議が神岡支所情報活動室において、会長、推進委員５名の出席をいただき開催し、今回上程する農業経営基盤強化促進法による所有権移転案件について審議をいただいております。
また、同日、秋田県農業会議の第２２回常設審議委員会が秋田市の秋田パークホテルで開催され、会長が出席しております。内容については、農地法４条・５条の諮問に係る審議でございます。
１月２９日には、大仙市農業再生協議会幹事会が大曲庁舎で開催され、私が出席しております。内容については、平成２９年産米に係る需要に応じた米生産の実施状況及び経営所得安定対策等の実施状況について、平成２９年度における農地中間管理事業の実施状況についての報告がございまして、議案として平成３０年産米の経営所得安定対策に係る産地交付金の活用計画（案）について協議をしてございます。
１月３０日には、農業委員会職員業務運営研修会が秋田市のメトロポリタン秋田で開催され、事務局が出席しております。
２月１日には、広報専門委員会が委員８名の出席をいただき神岡支所２階情報活動室において開催しており、農業委員会だより第１４号についてご協議いただいております。
以上、主な業務報告でございます。

それでは、大仙市農業委員会会議規則により、会議の進行は会長にお願いいたします。

議　長　　本日の会議を開催します。
初めに、議事録署名委員を決めたいと思いますが、当席より指名することにご異議ございませんか。
（異議なしの声）

議　長　　異議なしと認め、１５番、田村誠市委員、１６番、三浦功委員の両名を議事録署名委員に指名いたします。

議　長　　議案第１号の「大仙農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を議題とします。

参　与　　議案第１号　大仙農業振興地域整備計画の変更に対する意見について
大仙農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第３条の２の規定に基づき、大仙市長より大仙市農業委員会会長宛て諮問があったので意見を求める。
平成３０年２月７日提出
大仙市農業委員会　会長　細谷精悦

議　長　　本案について、農業振興課の説明を求めます。

参　与

おはようございます。
ただいまご紹介いただきました農業振興課の渡辺と申します。
農業委員の皆様、最適化推進委員の皆様、大変いつもお世話になってございます。
ご案内のとおり、ここにきて大変雪が深くなってございます。しかしながら、立春も過ぎまして、２月そして３月、４月になれば雪も解けてまいりまして、いよいよことしも、ことしの営農が始まってまいります。委員の皆様、最適化推進委員の皆様、各地域でことしの営農が始まるに当たりまして、いろいろな面でご指導等よろしくお願いしたいなと思ってございます。また、昨年７月、８月の豪雨ということで、西部地域を中心に大変大きな被害ございまして、大変厳しい年となりました。昨年、厳しい年となった、悔しかった２９年産の農作物がなかなか思うようにとれなかったこの悔しさを、この３０年で皆様のお力をいただきながら、良い作柄、豊作に導いていただくようよろしくお願いしたいと思っております。
今般、大仙農業振興地域整備計画の変更ということでお諮り申し上げますが、変更の概要といたしましては、大曲、協和、仙北、太田地域の各地区の８件の除外案件にかかわる変更となります。
また、今回の農業委員会総会のお諮りするに当たりましては、大変お忙しい中、地元の農業委員の方々から現地等確認いただいたところでございます。
また、先ほど事務局長よりご報告がありましたとおり、１月２２日に大仙農業振興地域整備促進協議会幹事会を開催してございます。計画の妥当性であるとか、いろいろ要件に照らし合わせ協議したところでございます。
農用地からの除外については、いずれもやむを得ないだろうという結論に至ったということでございます。
また、今回、協和地域の案件の中には、昨年の大雨の災害によりまして甚大な被害を受けました岩瀬また湯野沢地区の住民の皆様の家屋の集団移転というような喫緊の対応を要する事案もございますので、どうか慎重な審議等をよろしくお願いしたいと思います。
それでは、この後各地区の担当より順次ご説明申し上げますので、どうかよろしくお願いしたいと思います。

本日はよろしくお願いいたします。

おはようございます。
ただいまご紹介がありました農林部農業振興課の今野と申します。こちらの農振のほうを担当しております。
ここから座って説明させていただきたいと思います。
お手元の資料のほう、議案の第１号になります。
まず、各地区の説明に入る前に、全体の今回の除外案件のほうの概要についてご説明させていただきたいと思います。
今回の資料のほう１ページになります。
今回の除外案件につきましては、先ほどもありましたとおり、大曲地域１件、それから協和地域３件、それから仙北地域３件、それから太田地域が１件の計８件となっております。変更する筆数は田が２９筆、畑が６筆の計３５筆となっております。除外面積の合計につきましては〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇となっております。除外後の内訳としましては農家住宅が１件、それから一般住宅が２件、それから商業用地が２件、資材置き場が３件となっております。
いずれにしましても、詳細につきましては、この後、大曲、協和、仙北、太田の地域の順でご説明させていただきたいと思います。
なお、今回、編入案件につきましてはございません。
それでは、お手元資料の見取り図あと総会議案資料、議案第１号の除外案件と書いてあります見取り図等をごらんをいただきたいと思います。資料の１ページ目になります。

それでは、大曲地域に係る除外案件１件についてご説明いたします。資料の１ページ、２ページでございます。
ナンバー１でございます。
最初に、申し出地は、大仙市大曲西根〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇、それから〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇の計〇〇〇〇〇〇〇〇です。地目は田でございます。
申出者は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇、それから同じく〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇です。計画者は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇となっております。
除外後の用途は資材置き場でございます。計画者であります〇〇〇〇〇〇につきましては、今現在建築資材の製造、運搬、販売などを事業としておりますけれども、建築資材の需要増加により、製品のストックヤードの確保のためということでございまして、既存の工事敷地に隣接している東側の除外農地を農用地区域から除外するものであります。
立地基準につきましては、当該おおむね１０ヘクタール以上の既存の農地の区域内にあるということで、第１種ということで判断させていただいております。
許可立地基準につきましては、特別の立地を必要とする既存の施設の拡張ということで、農地法施行規則第３５条５号に照らし合わせまして、いわゆる拡張に係る部分の敷地の面積が今ある既存の面積の敷地の２分の１を超えないものということで、こちらに該当するという判断で許可要件を満たすと判断しております。
また、当該地の場合、国道１０５号線と私道に隣接する部分というのもありまして、転用も宅地、会社のほうと連続している形態でありますので、ほかの農業経営者にも農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれはないと判断させていただいております。
排水処理につきましては、雨水の自然流下ですので、概ねほぼそれから緩衝地を設けて、つまり、隣接の農地への土砂等の流出を防ぐこととしており、土地改良区施設等の機能に支障を及ぼすおそれはないと判断させていただいております。
また、土地改良事業につきましては、県の県営ほ場整備事業が昭和５３年に終了しておりますので、８年は経過しているということで、本件土地改良区であります大曲土地改良区さんとは調整済みでございます。
また、判断に当たりましては、地元農業委員の皆様からも書面にて確認を行っていただいております。

以上、大曲案件でございますけれども、本当に簡単でございますけれども、よろしくご審議くださるようよろしくお願いいたします。

続きまして、協和地域２番から４番まで説明させていただきます。
初めに、２番の説明をします。
資料は３ページ、４ページをごらんください。
申請する農地は、大仙市協和峰吉川〇〇〇〇〇〇〇、地目が田、面積は〇〇〇〇〇〇〇〇〇ほか田１４筆、畑４筆、計１９筆、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇です。
所有者は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇ほか６名でございます。計画者は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇です。
除外目的は、住宅用宅地造成のための転用でございます。計画者は、昨年７月の集中豪雨を初め、これまで雄物川の氾濫により岩瀬、湯野沢地区集落は生活的、経済的損失等を受けてきました。このため、国の河川改修、築堤工事に呼応し、移転先を確保できない住民１１戸の新たな住宅団地を盛り土造成し分譲するため、当該農地を農用地区域から除外したいものであります。
申請地は、良好な営農条件を備えた１０ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第１種農地に該当するものと判断しております。
選定に当たっては、周辺５地区で比較を行った結果、移転する住民にとって環境変化が最小であることなどを考慮した結果、目的達成のため妥当と判断しております。
また、申請地は、輪中堤内計画区域内であること、宅地や道路に囲まれた農地であることから、農地の集団化利用集積に支障を及ぼすおそれはないと判断しております。
土地改良施設等につきましても、宅地分譲後の生活排水は農業集落排水により処理するため、支障を及ぼすおそれはないと判断しました。

続きまして、３番です。
資料は５ページ、６ページをごらんください。
申請する農地は、大仙市協和峰吉川〇〇〇〇〇〇〇、地目が田、面積が〇〇〇〇〇〇〇〇〇ほか田２筆、計３筆、〇〇〇〇〇〇〇〇〇です。
所有者、計画者ともに〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇です。
除外目的は、農家住宅の建築のための転用で、申請理由も２番の説明と同様ですが、こちらは自己所有地への移転であることから案件が分かれております。
申請地は、第１種農地であり、選定が農地の集団化、土地改良施設等への影響等も２番と同様、同じく支障がないと判断しております。

続きまして、４番です。
資料は７ページ、８ページをごらんください。
申請する農地は、大仙市協和稲沢〇〇〇〇〇〇〇〇〇、地目が畑、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇ほか畑１筆、計２筆、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇です。
所有者は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇。計画者は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇です。
除外目的は、資材置き場を拡張するための転用でございます。計画者は、素材生産や製材加工業を営んでおりますが、混合木質バイオマス等の事業展開と、昨年の災害により山林内にある貯木場の一部が使用できなくなったことなどを考慮した結果、現在の資材置き場貯木場では手狭であることから、当該地を農用地から除外したいものであります。
申請地は、良好な営農条件を備えた１０ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第１種農地に該当するものと判断しております。
選定に当たっては、当該地は申請者と事業計画者の代表取締役が同一であることと、現在の資材置き場の東側に隣接していることから妥当であると判断しております。
また、当該地は、北、南、西側が計画者、申請者所有の資材置き場と原野、東側が農道で分断された農地であることから、農地の集団化や集積にも支障がないと判断しております。
土地改良施設等につきましても、構造物や給排水設備は必要ありませんので、支障はないと判断し

ております。
協和地域については以上です。

続きまして、仙北地域３件の説明をさせていただきます。
初めに、５番です。
資料は９ページ、１０ページをごらんください。
申請する農地は、大仙市高梨○○○○○○○○○、田１筆、面積は○○○○○○○○です。
所有者は、○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○、○○○○○○○で共有名義の農地です。計画者は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○、○○○○○○、○○○○○です。
農振除外目的は、商業用店舗及び駐車場設置のための転用です。計画者は、○○○○○○○○○○を営んでおり、業務拡張に伴い該当地に出店するための店舗を新築しようと考え、当該農地を農用地区域から除外するものであります。
申請地は、圃場整備済みの地域ではありますが、農地の担保であることと申請に係る農地からおおむね３００メートル以内に公益的施設の大仙市役所仙北支所が存在し、周辺に住宅地が多いことから、第３種農地に該当するものと判断いたしました。
被害防除につきましては、汚水及び生活排水は合併浄化槽で処理し、雨水排水は自然流下、のり面保護及び緩衝池を設けて土砂の流出を防ぐこととしておりますので、土地改良施設等の機能に支障を及ぼすおそれはないと判断いたしました。
土地改良事業等につきましては、平成１０年から１４年に行われた事業完了後８年を経過しており、関係土地改良区等とは調整済みでございます。

続きまして、６番です。
資料は１１ページ、１２ページをごらんください。
申請する農地は、大仙市払田○○○○○○○○、○○○○○○○及び○○○○○の田３筆、合計面積は○○○○○○○○○です。
所有者は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○、○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○、○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○です。計画者は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

用していましたが、この土地に自宅を建築することになり、新たな事務所設置場所を探していました。以前から農地所有者の○○○○にこの土地を買ってほしい旨でお願いをされていたこともあり、新たな事務所設置場所として○○○○○○○を設定しました。

申請農地は、宅地に隣接する田であり、農地の集団化等に影響を及ぼすおそれはないと判断しましたが、南側に広がる１０ヘクタール以上の優良農地の端部に位置することから、第１種農地と判断いたしました。

事務所用のプレハブを設置しますが、水道は使用しない計画ですので、生活雑排水はなく、雨水排水は自然流下となります。のり面保護及び緩衝池を設けて土砂の流出を防ぐこととしており、土地改良施設等の機能に支障を及ぼすおそれはないと判断します。

土地改良事業等につきましては、平成１０年から１４年に行われた事業完了後８年を経過しており、関係土地改良区等とは調整済みでございます。

続きまして、太田地域の案件についてご説明いたします。

ナンバー８、資料のほう１５ページ、１６ページをごらんください。

申請する農地は、大仙市太田町横沢○○○○○○○、○○○○○、○○○○、○○○○○○○、○○○○○、○○○○○、○○○○、○○○○○○○、計４筆、合わせて○○○○○○○となっております。地目はいずれも田となっております。

申し出者は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○。計画者は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○、○○○○○、○○○○○○でございます。

申請目的は、計画者は、日用品、雑貨、薬品を取り扱う○○○○○○○を展開しており、当該農用地を事業拡張のため店舗及び駐車場を整備するものであります。規模につきましては妥当と判断しております。

当該地は、１０ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地ということで、第１種農地と判断しておりますが、規則第３３条第４項に規定する申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当することから、例外的に許可できる農地であると判断しております。

また、当該農用地は、県道角館六郷線沿いの農地でありまして、その端部に位置しておることから申請者が当地を利用した農用地の利用集積を行う予定がなく、他の農業経営者の農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれはないと判断しております。

また、生活排水は、合併処理浄化槽により処理することにしており、雨水排水は自然流下し、のり面保護及び緩衝池を設けて土砂の流出を防ぐこととしておることから、土地改良施設等の機能に支障を及ぼすおそれはないものと判断しております。

また、土地改良事業等の実施につきましては、国営附帯県営かんがい排水事業ということで画像補正の事業がありますが、平成１１年に完了しておりますので、８年を経過しております。また、関係土地改良区とは調整済みでございます。

以上で説明を終わります。

議　長　　説明が終わりました。これより質疑を行います。
質疑ございませんか。
菅原委員。

菅原委員　　１番、菅原です。
ナンバー５それからナンバー６について質問したいと思います。
ナンバー５は１筆、そしてナンバー６は３筆ですけれども、図面を見る限り、１筆、ナンバー５は１筆の部分、一部残っている箇所もあります。それから、ナンバー６は３筆なんですけれども、これも全部中途半端な赤線で示されているような状況なんですけれども、これ残された部分の農地についての利用、それから、例えば水田にする場合は水路についての影響等ないのか伺いたいと思います。

議　長　　事務局。

参　与　　ナンバー５の仙北地域についてですが、ここ○○○ということで１筆でした。申請の途中で分筆を終わったということで、○○○○○でこの面積です。残地のこの○○○○○につきましては、持ち主の人がこの後、ここを調水にするのか、それから自己保全にするのかはまだ○○○○○のほうには確認しておりませんが、残地の農地として残ります。整備のほうは、ここ申請地の後ろのほうとこの正門のほうが排水が残っていますし、用水のほうも北から来ますので大丈夫です。

６のほうは、この水色の残った部分１筆のようにして使って、○○○○○○○○が使っていますので、潰れた部分以外は、今まではこの赤の部分を含めてこの３筆で第１件を含めて４筆、○○○○○○○○が調整水田で使っていましたので、残地として残った部分もそのまま○○○○○○○○が調整水田で使います。

議　長　　ほかにありませんか。

田村委員。

田村委員　　１５番、田村です。よろしくお願いします。

２番と３番についてちょっとなんですけれども参考に教えてほしいなというふうに思います。

被災があった方には本当にこういうふうなお見舞い申し上げたいと思います。

それで、農振除外については何ら問題はなく良いんですけれども、教えてもらいたいのは行政としての支援、今後、こういうこともあったということも、確認にして教えてほしいのは、経済的な支援だというふうに思いますけれども、２番と３番の違いにすれば、自己転用とそのようなところがあるわけですけれども、その違いというのもあるんでしょうかというのを教えてほしいなというふうに思います。

議　長　　進藤さん。

参　与　　協和地域の進藤です。

２番と３番の違いなんですけれども、２番の集団１１戸につきましては、自分で移転先を確保できないと、そういった人方を大仙市が先に宅地分譲して、それから区分けしてから土地を売るというような捉え方です。

３番目については、ちょっと移転先がちょうど自分の自己所有農地があったがために、やっぱり自分で自分の土地に移転したいという考えのようでございます。

やっぱり、宅地造成というのは盛り土造成して○○○で１回買って○○○で売るとなれば、やっぱり経費のほうもちょっとかさんでしまうということなので、やっぱり自分でやれればいいなというのが３番となっております。

経済的な支援としましては、補助金等は正直何も、どちらもございません。かかった分の経費で売買するというようなお話をお伺いしますので、特段。建屋については、全く自己負担というか個人で計画させてもらっております。

以上です。

議　長　　ほかにありませんか。

（なしの声）

議　長　　質疑ないようですので、これより採決いたします。

本案ついて、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

議　長　　ありがとうございます。

全員賛成ですので、議案第１号の「大仙農業振興地域整備計画の変更に対する意見

について」は、原案のとおり同意することに決定しました。
ここで、農業振興課の職員が退席いたします。
どうもありがとうございました。

参　与　　お時間いただきましてありがとうございました。

議　長　　議案第２号の「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題とします。

参　与　　議案第２号　農地法第３条の規定による許可申請について
農地法第３条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。
平成３０年２月７日提出
大仙市農業委員会　会長　細谷精悦

議　長　　事務局の説明を求めます。

参　与

議案第２号　農地法第３条の規定による許可申請についてご説明いたします。
資料４ページから６ページ、１番についてでございます。
使用貸借の更新です。
設定する農地は、大仙市神宮寺字○○○○○○○○○○○、地目は田、面積○○○○○○○○○○ほか田２７筆、畑３筆、計３１筆、面積○○○○○○○○○○○○○○○です。
貸付人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○、８６歳。借受人は、○○○、○○○○○○、５８歳です。
申請理由は、経営移譲年金受給のための更新で、設定期間は１０年となっております。

続きまして、８ページ、３番をごらんください。
賃貸借権の設定で、農地の所在は、大仙市強首○○○○○○○、地目が、現況地目が畑、面積が○○○○○○○○○○○○○ほか畑５筆の計○○○○○○○○○○○○○○○○○です。
貸付人は、○○○○○○○○○○○○○○○○の○○○○○○○、７７歳。借受人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○の○○○○○○○、３５歳です。
申請理由は、現在、西部新規就農者研修施設で研修中の○○○○○○○が、４月からの就農に向け、当該地を借り受けるものです。賃貸借料は１０アール当たり○○○○○○○、設定期間は５年です。

次に、９ページを説明します。
所有権を無償移転する農地は、清水○○○○○○○、地目は畑、面積が○○○○○○○○○○○ほか１６筆、合計○○○○○○○○○○○○○○○です。
譲渡人は、○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○。譲受人は、○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○です。
理由は、○○○○が息子の○○○○に経営を移譲するため、贈与するものであります。

続きまして、１０ページ、５番をごらんください。
売買による所有権移転で、農地の所在は、大仙市協和峰吉川○○○○○○○、地目が田、面積が○○○○○○○○○の農地です。
譲渡人は○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○の○○○○○○○、６０歳です。譲受人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○の○○○○○○○、７３歳です。
申請理由は、今後農業経営の廃止を考えている○○○○が、現在作業委託により耕作を行っている○○○○に売り渡しの相談をしたところ、○○○○がこれに応じたものです。売買価格は総額○○○○、１０アール当たり○○○○○○○○○○となっております。

続きまして、１３ページの７番をごらんください。
贈与による所有権移転です。
農地の所在は、南外○○○○○○○○○○○、地目は畑、面積が○○○○○○○○○○○○、１筆です。
譲渡人は、○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○、７１歳。譲受人は、○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○、４６歳です。
申請理由といたしまして、○○○○は相続で当該農地を取得しましたが、みずから耕作する意思がなく、また、今後も農業経営をする意思もないため、長年管理してもらっている○○○○へ贈与したい旨、相談したところ、○○○○がこれに応じてくれたものです。

１４ページ、１０番をごらんください。
農地の所在は、大仙市戸地谷字○○○○○○○○○、地目が田、面積○○○○○、１筆です。
売買による所有権移転です。
譲渡人は、○○○○○○○○○○○○○○の○○○○○○、７５歳。譲受人は、○○○○○○○○○○○○○○○○の○○○○○○６０歳です。
売買価格は、１０アール当たり○○○○で、総額は○○○○○○○○○○です。
理由といたしましては、この農地は売り主である○○○○○が平成４年に買い主である○○○○の経営する○○○○○○○○○から借り入れする際の担保として根抵当権が設定されており、このたび、これを清算するために売買するものであります。１０アール単価が○○○○と高いのは、借り入れた際の単価が１０アール当たり○○○○だったので、同額の単価を使用したものです。

１６ページから１９ページ、１３番を説明いたします。
親子間の贈与です。
農地の所在は、大仙市太田町太田○○○○○○○○○○○○、地目は田、面積○○○○○○○○○○ほか田３０筆、畑３筆、合計３４筆、面積○○○○○○○○○○○○○○○です。
譲渡人は、○○○○○○○○○○○○○○○○

参　与　　議案第３号　農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。
平成３０年２月７日提出
大仙市農業委員会　会長　細谷精悦

議　長　　議案第３号８番の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。
本案件は○○、○○○○○○の関係議案につき、会議規則第２８条の規定により、○○○○の退席を求めます。
（○○○○　退場）

参　与

議案第３号　農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてご説明いたします。
２６ページ、８番でございます。
利用権を設定する農用地は、花館○○○○○○○、地目が田、面積が○○○○○○○○○○○○ほか田４筆、合計５筆の○○○○○○○○○○○○でございます。
利用権を設定する者が、○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○、８４歳です。利用権の設定を受ける者が、○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○、７０歳、認定農業者でございます。
申請理由につきましては、この農地は利用権設定で貸し付けておりましたが、借受人の都合により返還を受けたため、近隣を耕作する○○○○へ相談したところ、○○○○が借り受けに応じたものでございます。
設定期間は５年、賃借料は１０アール当たり○○○○○○○○○となっております。
本案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項各号の要件を満たしているものと考えられます。よろしくご審議をくださいますようお願いいたします。

議　長　　説明が終わりました。これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　　ないようですので、これより採決いたします。
議案第３号８番については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　　ありがとうございます。
全員賛成ですので、議案第３号８番の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり承認することに決定しました。
○○、○○○○の入場を求めます。
（○○○○　入場）

議　長　　議案第３号９番から１１番の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。
本案件は○○○、○○○○○○○の関係議案につき、会議規則第２８条の規定により、○○○○の退席を求めます。
（○○○○　退場）

参　与

２６ページから２８ページの９番から１１番を、関連がありますので一括説明いたします。
初めに、９番の利用権を設定する農地が、北長野○○○○○○○、地目が田、面積が○○○○○○○○○○です。
利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○○○、○○○○○です。
次に、１０番の利用権を設定する農地が、長野○○○○○○○○○、地目が田、面積が○○○○○○○○○○○ほか合計○○○○○○○○○○○○○です。
利用権を設定する方は、前件と○○○の○○○○○○○○○です。
次に、１１番の利用権を設定する農地が、長野○○○○○○○○○、地目が田、面積が○○○○○○○○○ほか１０筆、合計○○○○○○○○○○○○○です。
利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○です。
以上の農地の利用権の設定を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○○○○です。
理由は、これまで作業受委託により耕作しておりましたが、新たに利用権設定するものであります。
いずれも設定期間は５年、１０アール当たり賃借料は○○○○○○○○○となっております。
以上３案件は農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしているものと考えられます。
よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議　長　　説明が終わりました。これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　　ないようですので、これより採決いたします。
議案第３号９番から１１番については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　　ありがとうございます。
全員賛成ですので、議案第３号９番から１１番の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり承認することに決定しました。
○○○、○○○○の入場を求めます。
（○○○○　入場）

議　長　　議案第３号１２番から１３番の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。
本案件は○○○、○○○○○○の関係議案につき、会議規則第２８条の規定により、○○○○の退席を求めます。
（○○○○　退場）

参　与

続きまして、１２番をごらんください。
利用権を設定する農地は、大仙市戸地谷○○○○○○○○○○○、台帳、現況ともに田の○○○○○、１筆です。
新規の利用権設定です。
利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○、６４歳。利用権の設定を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○、６５歳、認定農業者の方です。

設定期間は１０年、賃借料は１０アール当たり○○○○○○○○です。
理由といたしましては、○○○○は、当該地が自分の耕作地から離れており、耕作不便であることから、近隣を耕作している○○○○に耕作をお願いし、○○○○がこれに応じたものです。

続きまして、２８ページ、２９ページの１３番をごらんください。
利用権を設定する農地は、大仙市戸地谷○○○○○○○○○、台帳、現況ともに田の○○○○○○○ほか田５筆、合計田６筆、面積○○○○○○○です。
利用権の更新です。
利用権の設定をする方は、○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○ん、６５歳。利用権の設定を受ける方は、１２番と同じく○○○○○○です。
申請理由は、期間満了に伴う更新で、設定期間は５年、賃借料は１０アール当たり○○○○○○○○です。
以上２案件とも農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしているものと思われます。
よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

議　長　　説明が終わりました。これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　　ないようですので、これより採決いたします。
議案第３号１２番から１３番については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　　ありがとうございます。
全員賛成ですので、議案第３号１２番から１３番の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり承認することに決定しました。
○○○、○○○○の入場を求めます。
（○○○○　入場）

議　長　　次に、議案第３号１番から７番及び１４番から１０６番までの「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

参　与

２１ページ、１番についてご説明いたします。
所有権を移転する農用地が、大曲○○○○○○○○○、地目が田、面積が○○○○○○○○○○○○、１筆です。
所有権の移転をする者は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○、５８歳。所有権の移転を受ける者が、○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○、６８歳です。
申請理由につきましては、この農地は永小作地として○○○○が長年耕作しているものでございますが、○○○○が○○○○のほうへ売買の相談をしたところ、○○○○が売り渡しに応じたものでございます。
売買価格といたしましては、相場の約半分ということで、１０アール当たり○○○○、総額では○○○○○○○○○となっております。

同じく２１ページ、３番をごらんください。
所有権を移転する農用地は、大仙市大巻○○○○○○、地目が田、面積が○○○○○○○○○○ほか田１筆、合計○○○○○○○○○です。
所有権を移転するのは、○○○○○○○○○○○○○の○○○○○○、７９歳。所有権の移転を受けるのは、○○○○○○○○○○○○○の○○○○○、５９歳、認定農業者です。
申請理由は、○○○○が高齢により農業経営を続ける意思がなく、現在当該地を利用権設定により耕作を行っている○○○○がこれを買い受けるものです。
売買価格は、総額○○○○で、１０アール当たり○○○○○○○○○○○となっております。

２２ページから２３ページの５番を説明します。
所有権を移転する農地は、豊岡○○○○○○○○○、地目が田、面積が○○○○○○○○○○○○ほか８筆、合計○○○○○○○○○○○○○○○です。
所有権を移転する方は、○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○。所有権の移転を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○です。
理由は、○○○○が農業廃止を考え、農地の処分を近隣を耕作する○○○○に相談したところ、○○○○がこれに応じたものであります。
売買価格は、総額○○○○○、１０アール当たり換算で○○○○○○○○○○○となります。

２３ページから２５ページ、６番をごらんください。
所有権を移転する農地が、協和峰吉川○○○○○○、地目は田、面積が○○○○○○○○○○○○ほか田２０筆、合計２１筆、総面積○○○○○○○○○○○○○○○です。
譲渡希望者が、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○、７４歳。譲受希望者が、○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○、○○○○、○○○○○○○です。
申請理由といたしまして、譲渡希望者の○○○○は、これまで耕作してもらっていた方から当該農地の返還を受けましたが、今後も自分で農業を続ける意思がないため、近隣を耕作し、経営規模の拡大を図る○○に売買の相談をしたところ、○○がこれに応じたものです。
売買価格は、総額で○○○○○、１０アール当たり○○○○○○○○○○○です。

２５ページ、７番を説明いたします。
所有権の移転です。
所有権を移転したい農地は、大仙市太田町永代○○○○○○○、地目は田、面積○○○○○○○○○ほか田４筆、計５筆、面積○○○○○○○○○○○です。
所有権を移転する方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○、２９歳です。所有権の移転を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○、６７歳です。
申し出理由といたしまして、○○○○○は父親が亡くなり労力不足となったことから経営の縮小をしたいと考えておりました。そのため、近隣を耕作する○○○○に売買の相談をしたところ、○○○○が応じてくれたものです。
売買価格は、総額○○○○○、１０アール当たり○○○○○○○○○○○となっております。

３１ページ、１８番をごらんください。
新規の利用権設定です。
利用権を設定する農地は、大仙市北楢岡○○○○○○○○、地目は田、面積○○○○○○○○○○○ほか4筆、計田５筆、面積○○○○○○○○○○○○○です。
利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○、５４歳。利用権の設定を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○○○○○○です。
申請理由といたしまして、○○○○の当該農地は別の方と契約しており、このたび期間満了となりましたが、相手方の都合により更新しないことになりました。そのため、近隣を耕作している○○○○○○○○○○に契約の相談をし、○○○○○○○○○○がこれに応じてくれたものです。
設定期間は１０年、１０アール当たり賃借料は○○○○○○となっております。

続きまして、５３ページから５４ページの５１番から５４番について、利用権の設定を受ける方が同じですので一括して説明させていただきます。
全て新規の利用権設定です。
５１番です。
農地の所在は、南外○○○○○○○○、地目は田、面積が○○○○○○○○○○○○ほか田３筆、計４筆、○○○○○○○○○○○○です。
利用権の設定をする方は、○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○、８４歳です。
５２番です。
農地の所在は、南外○○○○○○○○○○、地目は田、面積が○○○○○○○○○○ほか田１筆、計２筆、○○○○○○○○○○です。
利用権の設定をする方は、５１番と○○○の息子の○○○○○○○、５７歳です。
５３番。
農地の所在は、南外○○○○○○○○○、地目は田、面積が○○○○○○○○○ほか田１筆、計２筆、○○○○○○○○○○です。
利用権の設定をする方は、○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○、８８歳です。
５４番。
農地の所在は、南外○○○○○○○○○○、地目は田、面積が○○○○○○○○○○○○ほか田１筆、計２筆、○○○○○○○○○○○○です。
利用権の設定をする方は、○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○、６４歳です。
これら４件の利用権の設定を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○、６１歳、認定農業者です。
理由といたしまして、５１番、５２番については、○○○○○親子が労力不足のため経営規模を縮小することにしたため、近隣を耕作する○○○○○○○と当該農地を新たに契約するものです。また、５３番、５４番については、５１番、５２番の貸付人、○○○○○親子が耕作しておりましたが、経営規模縮小により返還されたため、同じく近隣を耕作している○○○○○○と契約するものです。
４案件ともに設定期間は５年、１０アール当たり賃借料は○○○○○○となっております。

５６ページ、５７番をごらんください。
利用権を設定する農地は、大仙市戸地谷○○○○○○○○○、台帳、現況ともに田の○○○○○○、１筆です。
新規の利用権設定です。
利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○、６４歳。利用権の設定を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○、６４歳、認定農業者の方です。
設定期間は１０年、賃借料は１０アール当たり○○○○○○○○○です。
理由といたしましては、○○○○は当該地が自分の耕作地から離れており、耕作不便であることから、近隣を耕作している○○○○に耕作をお願いし、規模拡大を目指す○○○○がこれに応じたものです。

次に、６３ページ、６４ページの６９番から１０６番までを説明いたします。
農地中間管理機構を活用する利用権の設定で、受け手は全て秋田市山王四丁目１番２号、公益社団法人秋田県農業公社となっております。
なお、６９番と７０番につきましては、貸付人が、一部の農地を先に農地中間管理機構に貸し出ししておりましたが、今回係っているものの２案件につきましては、強化法で利用権設定が行われていたため、そのまま継続、このたび期間満了となったため、新たに中間管理機構と契約するものでありまして、終期をさきの契約に合わせることから、期間が８年１１カ月及び１０年１カ月となっております。
７１番以降につきまして、総括的な説明をさせていただきます。
案件の調査編につきましては、農地中間管理事業秋田県農業公社借受案件という別冊を作成いたしましたので、ごらんください。

利用権を設定する農地は、７１番の大仙市花館○○○○○○○○、地目が田、面積○○○○○○○○○○ほか田が６２４筆、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、畑３２筆、○○○○○○○○○○○○○○○○○○、合計６５７筆、面積○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○です。

利用権を設定する方は、７１番の○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○を初め、外３５名の方で、地域農業への集団外の協力や兼業、高齢による労力不足のため貸し付けを希望している方です。

設定期間は１０年２カ月となっておりますが、こちらにつきましては、中間管理機構から借り受け予定者に利用権設定をする場合、県の農用地利用配分計画の公告行為により貸し付けされるため、その公告日まで時間がずれることからこの期間となっております。

１０アール当たり賃借料につきましては、田が○○○○○○○から○○○○○○○○と幅があります。また、場所によっては使用貸借となって契約されているところもございます。畑につきましては、ほとんどが使用貸借ですが、田と同額の○○○○○○○○○となっているところもございます。

なお、１件ごとの詳細につきましては、初めに申したとおり総括的な説明でございましたので、議案書をご確認いただきますようお願いいたします。

議案第３号１番から７番及び１４番から１０６番まで、今、説明いたしました４９件のほかに、所有権移転２件、賃貸借権設定の新規２３件、更新２５件、賃借権の転貸１件がございます。

今回の所有権移転における売買価格の内容につきましては、説明案件を除き１０アール当たり２番が○○○○、４番が○○○○でございます。これは、各地域の圃場の状況及び契約者双方の意向及び実情を踏まえた妥当な契約金額と推察しており、利用調整会議においてもご承認いただいたものでございます。

次に、賃貸借権設定の１０アール当たりの賃借料の内容でありますが、説明案件を除き田が○○○○○○○○から○○○○○○○○○と幅がございます。これは、米の概算金や圃場等の関係を考慮に入れ、契約者双方の意向もあり、妥当な契約金額等と推察しております。また、畑については、単独での契約はないものの、田と同一契約の中で○○○○○○の設定となっており、これも圃場の状況や契約者双方の意向を反映した妥当な契約金額等と推察しております。

いずれも農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしているものと考えております。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議　長　　説明が終わりました。これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　　ないようですので、これより採決いたします。
議案第３号１番から７番及び１４番から１０６番までについては、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　　ありがとうございます。
全員賛成ですので、議案第３号１番から７番及び１４番から１０６番までの「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり承認することに決定しました。

議　長　　次に、報告第１号の「農地法第６条第１項の規定（農地所有適格法人）による報告について」を事務局より報告願います。

参　与　　報告第１号　農地法第６条第１項の規定（農地所有適格法人）による報告について
下記の者から農地法第６条第１項の規定により書類提出があったのでこれを報告する。
平成３０年２月７日提出

参　与　　大仙市農業委員会　会長　細谷精悦

６５ページをごらんください。
今回は、５法人から報告がありました。
事務所の所在地、名称、代表順に読み上げます。
１番、大仙市豊川字囲ノ内２８番地１、株式会社かける、代表取締役、高橋翔。
２番、大仙市協和下淀川字逢田７４番地、有限会社弥栄、代表取締役、加藤　弘栄。
３番、大仙市協和中淀川字千着７２番地、農事組合法人千着あぐりくらぶ、代表理事、加藤　勇。
４番、大仙市南外字平形９７番地、農事組合法人大輪、代表理事、伊藤　幸治。
５番、大仙市南外字下袋２２５番地、農事組合法人南外中央ファーム、代表理事、佐藤　吉男。
以上でございます。
詳細につきましては、６６ページ以降をごらん願います。
結果、５法人全てが農地所有適格法人の要件を満たしていると判断いたしました。

議　長　　以上、報告といたします。

議　長　　これで本日の日程全て終了しました。
そのほか、事務局から何かありませんか。

参　与　　第９回の農業委員会総会の会場でございますが、またここで行いたいと思います。
きょうもちょっと寒いわけなんですけれども、寒くないようにして来ていただけたらと思っております。一応３月７日を予定してございますが、詳しい内容につきましては、皆様にご通知をさせますので、よろしくお願いいたします。

それでは、私のほうから２点ほどお願いというか通知あります。
ただいま局長のほうから来月の総会についてお話がありましたが、３月は３月末、３月の２９日木曜日にも人事案件の総会がございます。ちょっと早いのですが、本日、推進委員の皆様も来ていらっしゃいますので、お早目ですがちょっと通知させていただきます。この総会は人事案件でございまして、総会終了後に異動の職員の歓送迎会を開催することとなってございます。日にちは２９日と決定しておりますが、時間、場所につきましては、後日通知いたしますので、よろしくお願いいたします。
それから、農地専門委員とそれから農政専門委員会につきましてでございますけれども、２月中に開催したいと考えております。こちらにつきましては、委員長等の都合等も確認しながら、皆様方に早いうちに通知させていただきたいと思いますので、よろしく、こちらもお願いいたします。
以上です

先ほどの３月の総会ですけれども、８日木曜日の午前中です。
それから、皆様のお手元に新年度の農業委員会総会の開催日をお配りしております。予定が決まりましたので、お配りしております。基本的に会場はここの神岡農村環境改善センターですけれども、７月と１０月の会場は仙北ふれあい文化センターとそれから仙北庁舎の３階の大会議室になっておりますので、これだけご注意をお願いいたします。

先ほど、私、最初の総会３月７日と言いましたけれども、すみません、訂正お願いします。３月８日でございますので、何とか、すみませんが、よろしくお願いします。
最初が３月８日、これが一般の通常の案件でございます。

それから、３月２９日、それが人事案件の総会となりますので、すみません、よろ

しくお願いいたします。

農地、農政の部分については、農地委員長の伊藤又エ門委員と、それから農政委員長の渡邊敏雄委員のほうからちょっと都合を聞きながら日程を決めさせていただければと思っておりますので、ちょっとここですぐ何日になるかはちょっと言えないので、ちょっと両委員長のご都合を聞きながら調整したいと思いますので、後からご通知させていただきますのでよろしくお願いします。

うちのほうの太田が都合聞きに行きますので、何とかよろしくお願いします。

議　長

そのほか、農業委員の皆さん、推進委員の皆さん、何か質問よろしいですか。

（なしの声）

議　長

ないようですので、以上をもちまして、第８回の大仙市農業委員会総会を閉会します。

どうもご苦労さまでした。

（午前１０時３８分　閉会）